

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中 村 章
同	増 田 尚 功
同	浅 野 正 明
同	高 木 あきら

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
71	120	医療センター	II 4(3)①	指摘	除却漏れの原因については、昭和58年の病院開設以来、資産の実物管理及び資産台帳管理について、詳細なルールが確立されていなかったためであると考えられる。廃棄済み資産の調査を資産台帳上及び現物管理においても実施し、固定資産台帳の整理を実施されたい。	平成25年に各部署で固定資産の調査を行い、固定資産台帳を整備した。
72	120	医療センター	II 4(3)②	指摘	固定資産の実査を規定に従い実施されたい。そのためには、実査を行うための要綱またはマニュアルを整備されたい。固定資産の実査の手法は、民間企業における固定資産の実査と同様であるため、民間企業の実査の手法を調査されることを要望する。	実施可能な方法について検討を重ねた結果、平成25年に「固定資産実査要領」を定め、マニュアルを整備した。